

福井県産業情報センター 新コワーキングスペース利用規約

(趣旨)

第 1 条 この規約は、福井県産業情報センター 施設等利用規程第 19 条の規定に基づき、福井県産業情報センター2 階に整備したコワーキングスペース（以下「本スペース」という）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 本スペースは、クマンドウ・ベース（英文表記「Come & Do BASE」）と称する。

(運営目的)

第 3 条 本スペースは、起業家や学生、IT エンジニア、中小企業者など、多様な人が集まり交わる交流拠点として、デジタルイノベーションの発信源となることを目指して運営する。

(運営管理者)

第 4 条 本スペースは、公益財団法人ふくい産業支援センター（以下「運営管理者」という）が管理・運営する。

(利用日および時間)

第 5 条 本スペースの利用は、原則として、平日の午前 9 時から午後 9 時までとする（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までを除く）。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 第 7 条で承認を受けた場合
- (2) その他、運営管理者が認めた場合

(利用料)

第 6 条 本スペースの利用料は徴収しないものとする。

(利用)

第 7 条 本スペースは原則として予約不要で利用できるものとする。

2 利用者は、運営管理者が指定する方法により利用登録を行うものとする。

(イベント利用)

第 8 条 イベントでの利用を希望するものは、運営管理者に対し、事前に予約申込を行わなければならない。

- 2 予約申込は、運営管理者が指定する方法により行うものとする。
- 3 予約申込は、利用可能日の 3 ヶ月前から 3 週間前までに行うものとする。
- 4 予約申込の対象となるイベントは、定員が 10 名以上のものに限る。
- 5 運営管理者は、申込内容が第 2 条の目的に合致し、かつ施設の管理上支障がないと認めた場合に限り、予約を承認するものとする。なお、必要に応じて利用に関する条件を付すものとする。
- 6 ただし、申込内容が、営業行為またはこれに準ずる行為や施設の公益的な利用趣旨にそぐわないと運営管理者が判断した場合は、予約を承認しないものとする。

(利用方法)

第 9 条 本スペースの利用に関して、以下の各号を遵守すること。

- (1) 飲食は軽食・飲料に限り可とするが、他の利用者の迷惑とならないよう配慮すること。
- (2) スペースは共有利用を原則とし、個別の占有はできないものとする。
- (3) 設備・什器は丁寧に扱い、使用後は原状復帰を行うこと。

(禁止事項)

第 10 条 本スペースにおいて、次の各号に該当する行為を禁止する。

- (1) 営利のみを目的とする勧誘・販売行為
- (2) 他の利用者への迷惑行為（騒音、占有等）
- (3) 許可のない展示・掲示・配布行為
- (4) 特定のグループや団体等による、継続的または過度な利用であって、運営管理者が不適切と認める行為
- (5) 運営管理者の指示に従わない行為
- (6) その他、運営管理者が、施設の管理運営上、禁止もしくは制限する必要があると認める行為

(利用制限および退去)

第 11 条 運営管理者は、利用者が本規約に違反した場合、利用制限や退去を命ずることができる。

(監視カメラの設置)

第 12 条 本スペース内には、防犯および施設管理を目的として監視カメラを設置している。
利用者は、施設利用中にその映像が録画される場合があることに同意するものとする。

(その他)

第 13 条 本規約に定めるもののほか、本スペースの運営に関して必要な事項は、運営管理者が別に定める。

付 則

この規約は令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

新コワーキングスペース 運営内規（案）

第1条（目的）

本内規は、「福井県産業情報センター 新コワーキングスペース利用規約」（以下「規約」という）第8条第6項の判断基準を明確にすることを目的とする。

第2条（判断基準）

次のいずれかに該当する利用は、規約第8条第6項に定める「営業行為またはこれに準ずる行為」および「施設の公益的な利用趣旨にそぐわない」利用に該当するものと判断する。

- (1) 物品やサービスの販売、申込受付、契約締結を主目的とするもの
- (2) 営業目的の個別面談、商談、プレゼンテーションなどを中心とするもの
- (3) 営利を目的とする会員募集、セミナー勧誘などを含むもの
- (4) 不特定多数への企業広告、ブランド認知活動を主目的とするもの

第3条（例外的に承認する利用）

次に掲げる条件をすべて満たすと判断される場合は、第2条に該当していても例外的に承認できるものとする。

- (1) 地域の交流・連携を促進する公益的な目的を有するもの
- (2) 主催者が参加費や物品販売によって営利を得ないと明示しているもの
- (3) 参加費が実費相当であり、かつ金額が過度でないと判断できるもの
- (4) 事前に運営管理者と内容を共有し、承認を得ていること

第4条（運用）

本内規に定めのない事項については、運営管理者の協議により適宜判断する。

附則 本内規は令和7年7月1日より施行する。